

## 「生物を用いた水環境の評価・管理手法に関する検討会」設置要綱

### 1. 目的

我が国では、生態影響を及ぼすおそれがある化学物質を対象とした環境基準の設定や排水規制が限定的にしか行われておらず、排水等による水生生物への影響を未然に防止し、生物の生息・生育環境としての水環境の保全を図る上で、諸外国でも用いられている排水全体への生物応答を利用した評価・管理（WET：Whole Effluent Toxicity）手法は、有効な手段の一つと考えられる。

環境省では、これまで WET 手法を排水管理に活用するための技術的課題を専門家から構成される検討会において検討してきたところであるが、今般、これまでの検討において得られた知見も踏まえつつ、水環境の評価・管理に生物を用いた手法に関する検討を行うため、より幅広い専門家や関係者から構成された検討会として「生物を用いた水環境の評価・管理手法に関する検討会」を設置する。

### 2. 検討事項

検討会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業場からの排水の評価・管理に WET 手法を用いる場合の有効性や課題も含めた活用の在り方
- (2) WET 手法を用いる場合の評価・管理手法の基本的な考え方
- (3) 実務的な WET 手法の活用方法や、試験法、排水改善手法等の技術的課題等（パイロット事業の実施方針を含む）
- (4) 公共用水域の評価・管理への WET 手法等の活用の在り方

### 3. 検討会の構成

- (1) 検討会は、法律制度や水環境に関する学識経験者、事業者、地方公共団体職員、NPO 等の関係者で、水・大気環境局長が委嘱した委員をもって構成する。
- (2) 検討会において特別な事項に関する検討を必要とする場合には、座長の了解を得た上で、水・大気環境局長による委嘱を受けた臨時委員を置くことができるものとする。また、必要に応じ、検討事項に関係のある者を座長の了解を得た上で参考人として出席させることができるものとする。

### 4. 座長

- (1) 検討会には座長を置く。
- (2) 座長は、委員の中から互選する。
- (3) 座長は検討会の議事運営にあたる。
- (4) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

### 5. 事務局

検討会の事務局は、環境省水・大気環境局水環境課において行う。